

災害時における炊き出しの実施に関する協定

山 形 県

HARAPECO k i t c h e n ' s

## 災害時における炊き出しの実施に関する協定

山形県（以下「甲」という）と、HARAPECO kitchen's（以下「乙」という）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合において、キッチンカーによる炊き出しの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、避難所や集会所等（以下「避難所等」という。）でキッチンカーによる炊き出しが必要と認めるとき又は市町村から甲に対し、要請があった場合、乙に対し、協力を要請する。

2 甲は、前項の要請を行うにあたっては、乙の人員体制、安全確保、設備状況等を考慮し、乙の負担が過重にならないよう十分配慮するものとする。

### （要請手続）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うが、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに文書を交付する。

### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、乙に加盟するキッチンカーにより、避難所等において優先的に炊き出しを実施するよう努めるものとする。ただし、災害の規模、人員の確保状況、道路状況、設備の被災状況等により対応が困難な場合は、その旨を甲に速やかに申し出ることにより、この限りではない。

2 乙が炊き出しを実施する際に提供する品目は、甲又は甲に要請した市町村と乙が協議のうえ、決定する。

3 炊き出しに要する物資は、乙が輸送するものとする。

### （物資提供）

第5条 甲及び甲に要請した市町村（以下「甲等」という。）は、乙が第2条による要請に応じて炊き出しを実施する際、必要な物資が不足するときは、甲等が締結する応援協定等により調達した物資を乙に提供することができる。

### （報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対して文書により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲等は、本協定に基づき乙が供給した救援物資等の費用について、乙の請求に基づき支払う。

2 前項の費用は、災害発生直前の適正価格を基準とし、炊き出し終了後、甲等と乙が協議のうえで決定する。

3 甲等は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に係る連絡責任者(緊急連絡者)を選任し、協定締結後速やかに報告するものとする。なお、変更が生じた場合は、直ちに相手方に通知しなければならない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年3月31日とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合は、同一条件で更新するものとし、以後も同様とする。

第10条 (協議事項)

甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

上記の内容を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年1月15日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事

吉村美栄子

乙 尾花沢市新町1-5-14  
HARAPECO kitchen's  
代 表

大類健太